

# 金泳三政権下の韓国経済

## —金融危機に対する検討を中心に—

郭 洋 春

### I. はじめに——問題の所在と分析視角

1993年2月25日に出帆した金泳三政権は、それ以前の政権とは明らかに異なるいくつかの特徴を持っていた。それまでの3政権が軍部に政治基盤をおいた軍出身者であったのに対し、金泳三は30代の頃から政治活動を行ってきた政治人＝文民政権の誕生（32年ぶり）であるということ。第二に、大統領就任演説の中に見られた政治姿勢、すなわち、歴代政権が北朝鮮との対決姿勢を強める姿勢を誇示していたのに対し、金泳三大統領は民族和合の必要性と、理念対立・分裂の解消、民族の同一性を強調した。このことはすなわち、力による対立・対決から協調・共存へと対北朝鮮政策を転換したことを意味する<sup>1)</sup>。第三に、経済改革において「新韓国」の創造を説いたことである。これは具体的に、経済構造の発展による先進国への仲間入りと、そのために政府主導の経済運営から民間主導のそれへと経済構造を高度化させることを意味する。それはこの間、韓国を始め多くの東アジア諸国の成長要因の一つとされてきた、政府の市場への介入を小さくするというものである。

従って、従来の韓国政府が進めてきた政治・経済体制の大幅な改革を模索したのである。しかし、昨今の韓国の政治経済状況を見ると、金泳三政権出帆当初の目標は十分に達成されていない。政治的には、自らの一族による不正蓄財、政治闊与が明らかとなり、経済においては5カ年計画遂行以来2度目の経済危機に陥っているからである。特に、経済的危機の深刻さは国際競争力の悪化、国際信用度の低下となって現れている。

何故、こうした状況に陥ったのかを分析・解明するのが本論文の問題の所在である。

その際、分析視角を韓国経済が第1次5カ年計画出帆以来内包してきた構造問題（＝開発主義経済システム）とそれに対する抜本的改革抜きの経済改革をしようとした金泳三政権の経済政策の内容に求める。つまり、この間の韓国経済の危機は開発主義の矛盾の表出であり、それに対する認識・改革無くしては今後も様々な形で継続する、ということである。

以上の問題の所在と分析視角を中心に現政権下の経済問題を見ていくこととする。

---

1) 金泳三大統領は就任演説の中で、政治改革の必要を説き、階層、地域、世代、理念上の対立・分裂の解消と、新韓国の想像を自ら切り開くことを提唱した。「朝日新聞」1993年2月25日付。

## II. 新経済計画

### 1. 「新経済100日計画」樹立の背景

韓国経済は過去、軍事独裁体制の下、政府の指示と統制によって国内外の可能資源を政策的に必要な分野に動員させることができたのが、持続した高度成長を成し遂げる基本的原動力として作用した一要因である。

しかし、今や経済規模が拡大し、経済構造も複雑になり、「民主主義の進展」によって政府の指示と統制がこれ以上効果的な機能を發揮するのが難しい段階に到達した。また、1980年代後半以後に露呈した開発主義的経済構造の矛盾（＝聖水大橋の倒壊、三豊百貨店の崩壊、地下鉄ガス爆発事故、水道水からの発ガン性物質の検出、ひいてはバブル崩壊による景気後退等々）によって韓国経済は国際競争力を失い、従来のような高度成長が望めない状況に陥っている。さらに、1990年からは国際収支が赤字へと反転し、物価上昇、経済成長の鈍化などかつて「四匹の龍」「little Tiger」と呼ばれ、称賛された姿はもはやどこにもない。

従って、新政府（金泳三政権）は韓国経済が直面している現実と国内外の与件変化を考慮し従来とは異なった経済運営＝全ての国民の参与と創意を経済発展の原動力とする新しい韓国経済、すなわち、「新経済計画」を提唱することになったのである（図1）。

ここで「新経済」とは、第一に、計画期間中全ての国民の参与と創意を発展の原動力として「新経済」を建設することで、韓国経済を先進国経済圏へと引き上げるところに目標を置いている。第二に、遠くない将来に実現する可能性が高まった南北統一に対処し、その経済的費用に耐えるため経済的基盤をしっかりとするとともにもう一つの目標があった。

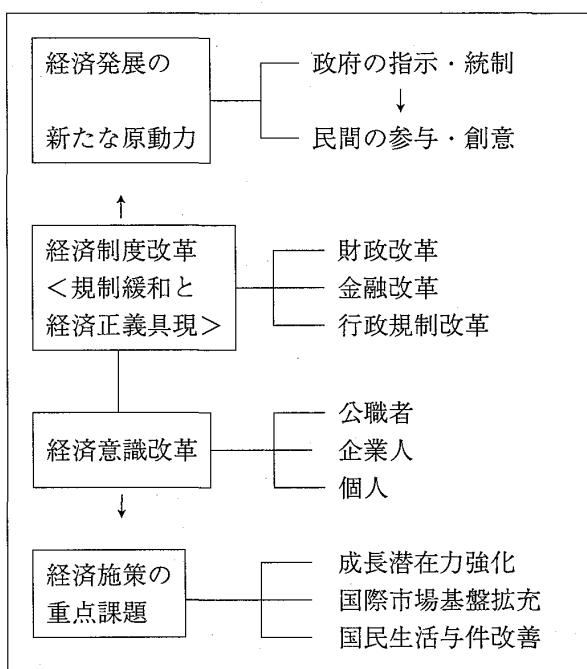
総じて言うならば「新経済」計画の目標は、韓国経済を先進経済圏に進入させながら、南北統一に対処し得るように「堅固な経済」を建設しようというところに特徴がある。

### 2. 「新経済100日計画」の樹立過程

「新経済計画」の樹立作業は、金泳三が第14代大統領候補として選出された直後の1992年6月に大統領候補秘書室に対して、執権に対備した経済改革と経済施策の準備を指示して始められた、と言われている<sup>2)</sup>。学界・経済界・政府関係者77名が金泳三候補の「新経済」論を構想、1993年2月に報告書を作成し、金泳三は大統領就任直後の3月3日に、上記報告書に基づいて「新経済100日計画」を1993年3月21日までに完成し、3月22日から実施、向こう5年間の経済改革及び経済運営に関する「新経済5カ年計画」を1993年6月末までに樹立し、下半期から実施することを指示した。これにより、韓国政府では、学界・言論界及び経済・労働界の

2) 韓国・経済企画院『経済白書 1994年版』108頁。

図1 「新経済」構想の体系



出典：韓国・経済企画院『経済白書 1994年版』

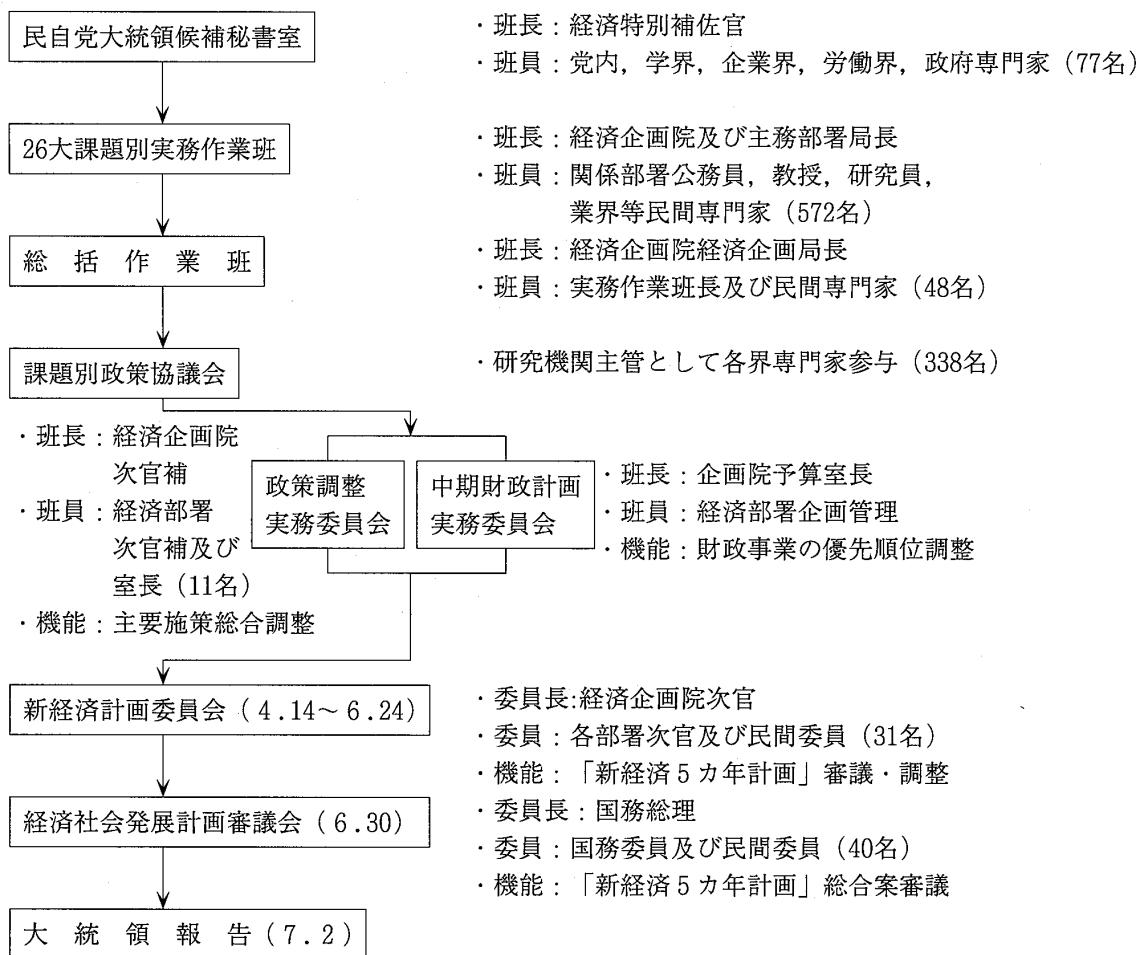
代表15名と経済部署の次官などで新経済計画委員会を構成し、「新経済計画」の樹立に着手した。

1993年4月16日、経済長官会議で確定した「新経済5カ年計画」作成指針に基づいて、4月21日から関連部署の公務員、研究機関、大学教授、民間団体などが参与する26の実務作業班(572名参与)別に部門別試案を作成し、5月19日から6月23日の間に政策協議会を開催し各界の意見を収斂、新経済計画委員会及び経済長官会議の審議を経て、各部門計画(案)に対する調整を取りまとめた(図2)。

このように審議・調整された部門計画は一つに纏められ、6月30日経済社会発展計画審議会(委員長は国務総理)で「新経済5カ年計画」本計画(案)として審議され、7月2日大統領主催「新経済」報告大会で確定・発表されたのである。

以上の経過から、次のような注目すべき事実が明らかになる。一つは、金泳三は大統領候補時代から既に執権に備えて構想を練り、そのために政・財・学界などあらゆる分野の頭脳を動員し、経済計画を練っていた、ということである。これは彼が100%大統領になる自信があったのか、あるいは、それを裏付ける根拠があった、ということである。もちろんそれらを無駄(=大統領選挙敗北)を覚悟で作成することもあり得るが、それにしても計画案作成のために動員した人力・時間の大きさを考えるならば、必ず活かせる、という何らかの根拠があったと考えるのが自然であろう。

図2 「新経済」経過作成体系



出典：同上書。

### 3. 「新経済100日計画」の内容

#### (1) 景気活性化

沈滞した経済を早急に回復させ、制度改革を無理なく推進するための基盤を固めるという次元から、輸出と製造業を中心に投資を活性化し成長を主導するのが、景気活性化の目的である。

そのためには、市場の実勢金利の下向安定のため、韓国銀行の再割引金利を年1.0%引き下げ、銀行貸付金利を年0.5～1.0%引き下げ、第2金融機関の貸付金利を年1.0%引き下げるなど高金利引き下げ措置を断行する。また、国産機械購入資金などの設備資金供給を9兆7400億ウォンに拡大し、海外証券の発行に対して発行条件、用途、手続きなどの規制を緩和し、輸出用原資材の輸入時の年間支給許可期間を90日から120日までに延長し、輸出企業の資金難を緩和する。

中小企業貿易金融の融資単価を1ドル当たり650ウォンから700ウォンに引き上げ、年賦輸出の支援規模を20億ドルから30億ドルへと増額。臨時投資税額の控除制度の適用期限を延長し、簡易関税対象企業を拡大し、中央政府と投資機関の公共事業費の予算を上半期中に60.1%まで

繰り上げて支出し、民間部門の需要促進効果が現れるように重点を置く。

#### （2）中小企業の構造改善

景気活性化の効果が中小企業部門で最も大きく現れるよう中小企業構造改善を積極的に推進し、中小企業が陥っている資金難と販売不振など経営上の困難を開拓できる方案を講究する。

具体的には、予算削減分を含めた1兆4000億ウォン規模の公共財源を造成し、構造改善産業と中小企業間連の製品購買に投入し、中小企業に対し予算禁止業種に使用中の不動産を除いた全ての不動産の担保取得を認め、中小企業に対する銀行の商業手形割引限度制度を廃止し、有望中小企業の設備資金2500億ウォンを追加供給するなど中小企業の資金難を緩和するために金融規制を改善。1兆ウォン規模の23の政府投資機関の1993年の中小企業物資購買予算を上半期中に早期執行し、貿易振興公社に中小企業自己商標輸出支援センターを設置・運営し、複雑多岐にわたる現行の中小企業資金支援制度を統廃合し、租税支援制度など中小企業が容易に利用できるように再整備する。

#### （3）技術開発の促進

政府の技術開発投資が産業現場の生産技術向上に連結するように技術開発体系を改編する。このため、政府と企業、金融機関などが参与する「産業発展民間協議会」運営を活性化し、成長有望産業に対する技術開発と設備投資戦略を準備。

また、外国人投資制限業種に対する開放予定計画を樹立し、外国人投資企業の土地取得及び海外借り入れに対する改善方案を準備するなど先進技術の移転促進のための外国人投資環境を改善する。

#### （4）企業活動の自立性向上

企業の自立と創意を制約し、国際競争力の弱化要因として作用してきた複雑多岐にわたる行政規制を大幅に緩和し、萎縮していた企業意欲を蘇らせ、清潔かつ透明な政府を具現するのに重点を置く。

7つの経済団体など民間の建議事項及び部署自体の発掘事項等を対象に第1次として3月20日、670の課題を規制緩和対象として確定し、第2次として5月11日、87の課題を追加確定した。規制緩和で特に力点を置いた分野は、進入規制緩和、工場設立手続き及び輸出入手続き簡素化、労務管理制度改善、土地利用規制改善などであった。貿易業、自動車整備業、海外建設業など各分野の進入障壁を緩和し、競争を促進し、首都圏内の小規模公団の指定手続き及び都市型業種指定手続きを簡素化し、既存工場の増設による複雑な行政手続きと操業関連手続きも大幅に改善する。

また、2万ドル以下の少額輸出は、商品手続きを免除し、輸出品質検査指定品目に対する事前義務検査制を廃止するなど輸出手続きを大幅に簡素化し、産業安全・保健・環境分野などの法廷義務雇用人員を合理的に調整し、類似職種間の兼任許可範囲を拡大するなど企業の不便と負担を和らげる。

図3 特別管理対象20基本生活必需品

・農産物（5）	米・牛肉・海苔・豚肉・卵
・工作物（8）	ラーメン・牛乳・砂糖・粉石鹼・ランニングシャツ・運動靴・プロパンガス・煉炭
・個人消費（2）	ソルロンスープ・風呂代
・公共サービス（5）	電気・上水道・診察料・電話・市内バス

出典：同上書

以上のような規制緩和のために必要な施行令、規則、告示改正などは、1993年8月末までに全ての措置を完了し、国会審議が必要な法律の改正又は、制定も年内に仕上げるようにし、6月中に「企業活動規制緩和に関する特別措置法」を制定・公布し、施行する。

#### （5）農漁村構造改善事業の体系改善

1992～98年の間に、42兆ウォンを投資する予定の農漁村構造改善事業推進体系を農漁民自立方式へと転換し、競争力と収益性第一へと農業構造が改善されるように誘導する。

品目別専門生産者の組織を育成し、生産者団体も活性化し、農業振興地域に対する耕地整理及び用水開発投資を集中的に施行するなど農業振興地域中心の生産基盤投資支援方案を樹立した。技術営農の早期実現のため農業技術投資拡大及び技術開発方案を準備し、農・水・畜協など生産者団体と農水産支援組織を効率性と競争力強化次元で整備・補強する。

#### （6）基本的生活必需品価格の安定

全般的に物価安定基盤をさらに確固たるものにしていく、特に、生活物価と住宅価格の安定に重点を置いた。生計安定を支えるために国民生活と密接な20の基本的生活必需品価格を特別管理し、年平均1%水準で安定管理し、政府が運営する公共料金を1993年末まで凍結し、個人サービス料金は地方自治体長の責任の下に管理する（図3）。

また、1992年以後、下落し続けている住宅などの不動産価格の安定を構造的に支えるため、不動産課標現実化方案と1世帯多住宅保有者への課税強化方案の講究など不動産投機抑制施策を補完・発展させる。

#### （7）公職者の意識改革

「新経済」建設のため、国民各界各層の自発的参与と能動的創意を誘発させるためには、制度改革と共に意識改革が後押しされなければならず、そのためには経済主体を対象に意識改革を推進し、そのために先ず公職者を対象に教育を実施する。

経済政策樹立担当公務員、第一線の経済行政担当公務員など約60万名の公職者を対象に集中的な経済意識改革教育を実施し、冊子及びビデオの製作・普及を通して経済意識改革の効果を高める。

一方、公職者以外の対象階層に対する意識改革運動は、民間主導で推進し、各界各層の自発的参与を誘導する方向で推進する。

#### 4. 「新経済100日計画」に対する評価

「新経済100日計画」樹立当時、韓国経済は去る1980年以後、最悪の景気沈滞状況にあった。また通常、経済施策の効果がかなりの期間の時差をもつて現れるため、計画を推進した後すぐには生産・投資など実物経済の面で目に見える成果は上がらなかった。しかし、工業生産や投資活動が第3四半期までは、わずかながら回復し、第4四半期以後投資と輸出を中心にかなりの回復を見せた。このように、景気が堅実な回復を見せ始めたのは、世界経済環境の好転などに起因するところが大きいが、景気活性化に目標を置き推進した、「新経済100日計画」の効果が時差をもつて現れたものと評価できる。

すなわち、景気回復が多少遅れはしたが、「新経済100日計画」の推進は、下半期以後「新経済5カ年計画」を本格的に推進できる礎になった、と韓国政府は評価している。

以上の理由から韓国政府は「新経済100日計画」に対し、沈滞した経済を「動かす経済」へと転換させようとした当初の目的をかなりの部分達成したものと評価している。しかし、その一方で構造調整や成長潜在力強化よりは短期的景気浮揚に偏り、改革推進を遅延させ、物価不安を招來した、という一部の批判も噴出している。実際、一国の景気浮揚策を考える場合、わずか3カ月足らずの短期的スパンで効果が現れるほど経済構造は単純ではない。従って、「新経済100日計画」の意義は、その実効性の可否よりも、長期の景気停滞局面に陥っている韓国経済の建て直しを、新政府が真剣に考えているという姿勢を国民に示したことにあるだろう。現に、「新経済100日計画」終了直後、「新経済5カ年計画」を実行したことからも分かるように、本格的景気の建て直しは金泳三政権執権全般にわたって展開されてきた、ということができる。

#### 5. 「新経済5カ年計画」の課題

『経済白書1994年版』では、「新経済5カ年計画」樹立の理由として、「新経済の発展原動力である全ての国民の参与と創意を誘発するためには、政府が強力な民主的指導力を發揮し、経済全般の制度及び意識改革と各部門別施策を積極的に推進し、経済発展のため全ての国民各自の寄与に対し、正当な報償が与えられる経済正義が確立されなければならない」<sup>3)</sup>と指摘している。言い換えるならば、この間の韓国経済は、軍事独裁体制の下、経済と政治が密接に結びついた不正と非理が横行した、非正常な政治・経済システムが中心であった、ということである。

従って、「新経済」では、経済改革は国民の参与と創意が誘発され得るよう国内外の規制の緩和と正当な報償を保障する基盤の確立に重点を置き、経済制度面で財政・金融・行政など各分野の制度を公正競争と自立性の保障、経済正義具現の側面から改革し、経済意識面では各経

3) 同上書。117頁。

表1 「新経済5カ年計画」の主要経済指標展望

	単位	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	93/98平均
国民総生産	経常(兆ウォン) <sup>1)</sup>	229.9	256.7	289.5	325.3	364.3	405.8	450.5	11.9
	不变(兆ウォン)	148.3	157.1	168.3	180.4	193.2	206.8	221.2	—
	(成長率, %)	(4.7)	(6.0)	(7.1)	(7.2)	(7.1)	(7.0)	(7.0)	(6.9)
	経常(億ドル)	2,945	3,219	3,643	4,189	4,849	5,616	6,480	14
1人当たり国民総生産	ドル	67,749	7,306	8,196	9,339	10,716	12,305	14,076	13
国内貯蓄率	経常(%)	34.9	34.7	35.4	35.6	36.2	36.8	37.5	36
国内総投資率	経常(%)	36.1	35.1	35.4	35.4	35.8	36.2	36.7	35.8
消費者物価	%	6.2	4.9	4.3	3.7	3.6	3.2	2.9	3.7
GNP デフレーター	%	6.3	5.3	5.3	4.8	4.5	4.1	3.8	4.6
経常収支	億ドル	-45	-14	0	9	21	37	53	—
貿易収支	億ドル	-21	10	25	35	48	65	82	—
輸出	億ドル	752	823	901	993	1101	1226	1363	—
	(増加率, %)	(7.9)	(9.5)	(9.5)	(10.2)	(10.9)	(11.3)	(11.2)	(10.4)
輸入	億ドル	773	813	876	958	1053	1161	1281	—
	(増加率, %)	(1.0)	(5.1)	(7.8)	(9.3)	(9.9)	(10.2)	(10.3)	(8.8)
純対外資産	億ドル	-111	-109	-105	-90	-60	-10	60	

注：1985年価格基準

出典：同上書

济主体が経済活動に自発的に参与し、能動的な創意力を發揮することが出来るよう経済倫理と職業精神を再定立する意識改革を汎国民的に推進して行くことを目的としたのである。

その結果経済改革の推進と共に、成長と安定の調和を目指すため、成長潜在力の強化を経済施策の最優先課題とし、潜在成長率を高めていき、実質経済成長率は、潜在成長率の範囲内で維持されるようにし、技術・知識集約型産業構造の転換、公正競争の型を強化しながら、中小企業及び農漁業育成、技術・人力開発、社会間接資本の拡充など産業競争力を向上させるための施策が主要課題となっている。

また、韓国経済の国際的地位を高めるため、世界市場シェアの拡充を経済施策の主要課題とし、経済運用と制度及び慣行を国際化し、国際貿易秩序の形成に参与し、自主的輸出体制を確立していくと同時に、開発途上国に対する協力を強化し、輸出市場を継続して開拓し、南北朝鮮の経済交流・協力を活性化していくことも課題の一つであった。

さらに国民経済の平衡性を高めるため、国民生活の質と条件を改善することが出来る施策を準備した。住宅の供給拡大と価格安定、大衆交通拡充を推進する一方、環境汚染を最小化し、環境基礎施設を拡充し、社会福祉制度を改善し、低所得層、消費者など脆弱階層の権益保障に力点を置いている。

以上のような観点の下に、「新経済5カ年計画」は以下のような年次目標を設定した（表1）。

**【最初の100日】**

「新経済5カ年計画」の第一歩である「新経済100日計画」を通して、沈滞した経済社会に新たな活力を呼び起こし、「新経済5カ年計画」で行われる制度改革の基盤を強固にするため、景気を活性化するのに注力する。

**【1993年下半期】**

金融・財政改革など国内部門の制度改革を本格的に着手していく一方、対外部門の制度改革のための推進基盤を準備していくのに重点を置く。

**【1994年度】**

1993年度から始まった国内部門の制度改革を仕上げ、これに基づいて韓国経済の国際化・開放化のために必要な対外部門の制度改革に着手し、公職者に対する意識改革を行い、民間主導の意識改革運動が本格的に活発化されるように計画を準備する。

**【1995年度】**

国内部門の制度改革に基づいて、対外部門の制度改革を本格的に推進して行き、特に、金融規制緩和が大きく成し遂げられ、国内外の企業の間の競争が高められるように計画する。また、意識改革運動が成熟段階に近づくことにより、全ての経済主体に共同体意識と合理的で進取の職業精神が拡散するように計画する。

**【1996年度】**

制度改革の不足点を補完し、対外部門の制度改革を仕上げることにより、制度と慣行の国際化・先進化を定着させていき、蓄積された経済力に基づいて政策の中心を住宅、環境、交通、福祉問題など国民生活の質的向上へと移動させていくように計画する。

**【1997年度】**

「新経済5カ年計画」の最後の年度では、企業活動が自由になり、仕事をすれば報いられる経済正義が確立することにより、国民の自発的参与と能動的創意力が發揮され全ての国民が共に果実を手にする「新経済」へ跳躍するように設計する。

以上のように、「新経済5カ年計画」の特徴は、第一にウルグァイ・ラウンドで合意された市場開放を達成するために、国内の様々な制度改革（=規制緩和と国際標準化という名の世界市場へのより一層のビルト・イン化）を達成しよう、という点にあり、第二に過去の政府による過度な市場介入による現在の韓国経済の停滞への反省から、民間主導による経済の再活性化を図ろう、というものであり、第三に財閥による富・経済力の集中に代表される国民経済の不平等発展に対し、公正競争と経済正義を実現することで、国民福祉の向上を始めとした国民生活の質的向上を達成しようというものである。

しかし、この試みは現在までの処、水泡に帰した、と言わざるを得ない。その最大の理由は、計画の発案者であり、かつまた最高責任者である金泳三大統領自身が不正・腐敗にまみれた政権だからである。周知のように、1997年5月17日、金泳三大統領の次男金賢哲が大統領の息子

という地位を利用し、政府内の人事・政策への介入や、韓宝グループからの巨額の不正資金供与などを受けていたことが明るみに出て、逮捕された。この事実一つを取ってみても、現在の韓国の中の政治・経済システムは富の不正蓄財、権力の集中が日常的に行われる構造が形成されている、と言える。この構造に対する抜本的改革なくしては、公正競争と経済正義の実現は不可能であろう。

### III. 金融実名制の導入

#### 1. 金融実名制導入の背景

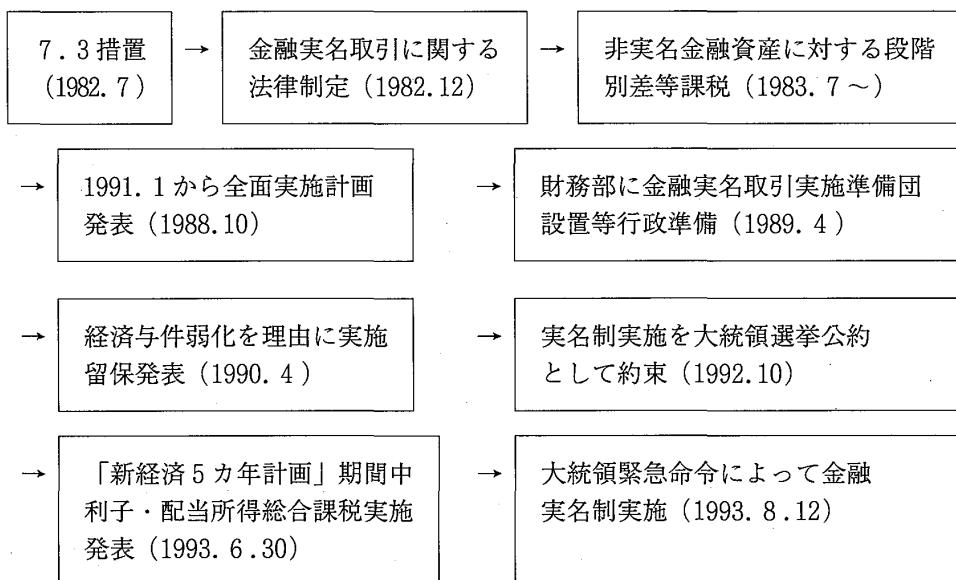
1993年8月12日大統領「緊急財政経済命令」により、金融実名制が「電撃的」に実施された。この制度の最大の目的は、今まで脱税や財産露呈回避などを目的に「仮名取引」や「借名取引」が横行してきた金融取引慣行を抜本的に是正し、公正かつ透明な金融取引制度への誘導のために、金融取引の実名化を義務化する法的制度を整えようとしたところにある。

大統領「緊急財政経済命令」はその名の通り、「電撃的」に実施が発表されたが、金融実名制に対する議論は、1982年まで遡って検証することが出来る。すなわち、同年5月、当時の大統領・全斗煥の姻戚関係者が、大統領の後ろ盾を利用して、大がかりな手形詐欺事件を引き起こした、いわゆる「李・張手形詐欺事件」が、最初の契機である。この事件をきっかけに、アンダーグランド・マネーによる取引がこれ以上放置されると、経済構造が歪曲されるばかりではなく、政治・経済・社会・文化などあらゆる分野に悪影響が広がり、社会全体に不正・腐敗が蔓延することになる、という議論が沸き起こったのである。そして、これを是正するために、金融実名制の実施が検討されることになった。

その結果、1982年7月、韓国政府は金融実名取引と金融資産の所得に対する総合課税の実施方針を発表し（「7.3措置」），これを受けて国会は12月「金融実名取引に関する法律」を制定した。しかし、制定当時、金融機関の実名化率の低調、電算システムの未発達並びに未整備、経済不況など、金融実名制実施に必要な条件が不十分である、という判断の下に「金融実名制に関する法律」の中で、実名取引の義務を賦与する第3条の関連項目の実施を1986年1月1日以後に、大統領が定める適当な時期に実施するよう政府に委任するにとどまり、金融実名制の全面的実施は留保されてしまった。

その後1987年、16年ぶりに実施された大統領直接選挙を通して、各候補者がその選挙公約に取り入れることで同制度は再び耳目を集め、1988年10月、韓国政府は「経済の安定成長と先進和合経済推進対策」を通じて、1991年1月から金融実名制を実施することを発表した。これにより1989年4月、財務部は「金融実名制取引実施準備団」を発足させ、政府関連部署並びに金融機関の代表からなる「金融実名制推進実務対策委員会」が構成され、制度改善法案、予想される副作用、問題点に対する対策を検討するなど、具体的な推進方案を準備した。

図4 金融実名制推進過程



出典：同上書

しかし、1989年下半期以後の経済成長の停滞、国際収支の悪化、証券市場の沈滞、不動産投機の加熱など「経済危機論」が惹起されたことにより、金融実名制の実施は不生産的議論を誘発しただけで、1990年4月「経済活性化対策」の発表と共に、その実施が見送られることになった。

こうした中にあって、金泳三政権出帆後の1993年8月12日に大統領「緊急財政経済命令」によって金融実名制が実施された。その背景には、以下のような理由が考えられる。第一に、金融実名制実施保留期間中にも実名取引が徐々に展開され始めたこと。これは1992年末段階において、金融取引の実名比率が預・貯金の場合98.6%に達していることからも理解することができる。また、不動産市場も土地公概念制度導入を始めとした不動産投機抑制策によって不動産価格が下落し始め、金融機関からの資金逃避による不動産投機熱が冷え始めたこと、さらには、32年ぶりに誕生した「文民政権」が、過去の政権とは異なり政経癒着による不正・腐敗体質をそれほど有しておらず、そのことが逆に思い切った経済改革に着手しやすい環境にあった、ということが出来る<sup>4)</sup>(図4)。

以上の経緯からも分かるように、大型手形詐欺事件＝権力型不正蓄財に端を発した金融改革＝金融実名制導入は、国内の政治経済情勢に左右されながらも、最初の論議から10年余りで導入されることになったのである。

4) しかし、発足当初の国民の期待とは異なり、金泳三政権が次第に不正にまみれていき、歴代政権と何ら変わることがない、という批判を浴び始めたのは前述したとおりである。

## 2. 金融実名制の内容

### (1) 実名使用の義務化

1993年8月12日以後、金融機関との全ての金融取引においては、「実名」を使用しなければならない。しかし、実名による取引が義務づけられているのは、金融機関を通した取引に限定されており、金融機関を通さない私人間の取引においては「仮名」「借名」が継続して認められることになった。

### (2) 既存の非実名資産に対する措置

第一に、実名制実施日以前に口座が開設されている全ての金融資産の名義人に対し、実名制実施以後最初に金融取引をする時は、その名義が実名になるようにならなければならず、実名確認手続きを行わなかったり、非実名と確認された資産について、その引き出しを禁止した（緊急命令第3条）。第二に、実名制実施日から2ヶ月間を実名転換への義務期間（1993年8月13日～10月12日）とし、既存の非実名資産の取引者は、この期間の間に名義を実名に転換するようにし（緊急命令第5条）、実名転換義務期間中に既存の非実名資産の実名への転換を誘導するため、同期間に実名転換の口座別に一定金額に対し資金出所調査を免除した（緊急命令第6条）。第三に、実名転換義務期間経過後に実名に転換する者については、次のような措置を取った。

①実名転換義務期間の経過年数に従って、金融実名制実施日から毎年10%ずつ、最高60%の課徴金を附加する（緊急命令第7条）。

②実名転換義務期間の経過日（1993年10月13日）以後、非実名資産から発生する利子・配当所得に対しては、現行の所得税率60%（住民税64.5%を含む）に代わって、90%（住民税96.7%を含む）の高率の自動課税率を適用する（緊急命令第9条）。

第四に、高額の現金引き出し及び債券取引などの場合、これを国税庁に申告するようになると（緊急命令第10条）、金融機関からの大口の現金引き出しを防止した。

### (3) 金融情報の秘密保障強化

金融実名制がうまく定着出来るようにするために、何よりも国民が安心して金融取引をすることが出来るよう金融取引情報の保護が重要であるとの判断から、緊急命令では金融取引の秘密保障制度を大幅に強化した。

すなわち、金融機関は、名義人の書面上の要求や同意を受けなくては、その金融取引の内容に対する情報又は資料を他人に提供したり、漏洩できないようにし、ただ例外的に法院の礼状、課税資料、金融監督目的などの場合にだけ、情報提供をすることが出来るように規定した（緊急命令第14条第1項）。

### (4) 金融実名制違反者に対する罰則

緊急命令は、実名取引の義務化を実効性あるものにするために、秘密厳守が徹底して守られるように、この違反者に対する罰則を強化した。

表2 金融実名制確認及び転換実績 (単位: 1000口座, 億ウォン)

	銀行	証券	保険	投信	短資	信用金庫	その他 <sup>1)</sup>	合計
実名預金確認率	83	91	91	80	98	86	93	87
(口座)	(60.2)	(51.8)	(89.3)	(68.8)	(96.3)	(76.8)	(73.1)	(68.3)
仮名預金額	8,524	15,333	—	295	3,513	168	509	28,342
(口座)	(540.5)	(22.5)	—	(6.0)	(1.5)	(1.6)	(58.4)	(630.5)
実名転換額	8,295	14,965	—	266	3,508	167	475	27,676
(口座)	(510.4)	(9.1)	—	(0.8)	(1.46)	(1.1)	(44.3)	(567.2)
転換率	97	98	—	90	100	99	93	98
(口座)	(94.4)	(40.6)	—	(12.6)	(97.7)	(71.4)	(75.9)	(90.0)
未転換額	229	368	—	29	5	1	34	666
(口座)	(30.1)	(13.4)	—	(5.2)	(0.04)	(0.5)	(14.1)	(63.3)
借名実名転換額	13,597	3,308	3,318	2,691	2,869	6,777	2,262	34,822

注: 1) 農・水・畜協相互金庫、綜合金融、証券金融、人参組合相互金庫、マウル金庫、信協、通信預金、通信保険、農水協共済保険。

出典: 同上書。

表3 通貨増加率 (単位: %)

	1992	1993. 6	8/13~31	1993. 9	1993. 1	1993. 12
M <sub>2</sub> 増加率 (前年同期比)	18.4	18.9	20.5	21.5	20.8	17.3

出典: 同上書。

実名による金融取引義務に違反した金融機関の役職員に対しては、500万ウォン以下の過怠金を賦課する制裁を行い(緊急命令第13条)，秘密保障規定に違反した者については、3年以下の懲役又は2000万ウォン以下の罰金に処した(緊急命令第12条)<sup>5)</sup>。

### 3. 金融実名制導入直後の取引状況

金融実名制導入後の取引実施状況を見ると、実施初年度の1993年には87.3%，実名転換率は97.6%であった。さらに1年後の1994年末までにはその比率はそれぞれ96.0%，98.3%に達した(表2)。

また、金融市場においては通貨は金融実名制実施以後、中小企業の資金難緩和のため、通貨供給量を伸縮して運用し、1993年9月末には総通貨(M<sub>2</sub>)増加率が21.5%にまで上昇し、10月以後金融市场が正常に機能してから効率的回収政策が公布されたのを受け、1993年12月には通貨増加率が年初設定した目標範囲を大きく逸脱しない17.3%へと再び低下した(表3)。

一方、現金通貨は金融実名制実施以後、現金取引の選好傾向が顕著に現れ、秋夕資金需要時まで続いた1993年9月末に、最高3兆7980億ウォンにまで増加したが、同年10月以後漸次回収され、同年末以後はほとんど正常に戻った(表4)。

5) 同上書。136~137頁。

表4 金融実名制実施以後の現金通貨動向

(単位:10億ウォン, %)

	1993. 8	1993. 9	1993. 10	1993. 11	1993. 12
現金通貨増減	944	3,798	-3,018	-157	1,448
現金通貨比率	9.5	12.4	9.9	9.8	10.8

出典:同上書。

表5 金利動向

(単位:%,月平均)

	92. 12月	93. 7月	8月	9月	12月
コール金利	13.75	14.18	13.64	12.53	11.7
会社債収益率(3年)	14	12.89	13.79	14.03	12.21

出典:同上書。

表6 金融実名制実施以後の証券市場動向

(単位:万株, 億ウォン)

	92. 8. 12	8. 31	10月末	12月末
総合株価指数	725.94	664.88	750.72	850
取引量	2,217	1,670	3,155	4,439
顧客預託金	24,416	27,184	25,831	30,937

出典:同上書。

金融実名制実施以後、金融機関の資金運用が短期化し、短期金利が長期金利より低い「短低長高」現象が現れたが、金融実名制に対応した金融市场の安定化対策、伸縮性のある通貨管理の影響で長期金利も安定し、1993年末には金利が前年同期比2~3%低下し安定し始めた(表5)。

さらに証券市場への影響を見てみると、金融実名制実施直後には、一時的衝撃で総合株価指数が664ポイントまで下落したが、1993年8月13日に投資心理安定対策などの影響で、証券市場は早急に安定を取り戻し、これと共に海外資金の絶えざる流入などで年末まで継続して上昇し続けた(表6)。

一方、金融機関の受信は、金融圏から大幅な資金引き出しが行われるだろうとという当初の憂慮とは異なり、金融実名制実施の影響をほとんど受けず、持続して増加傾向を示した(表7)。

他方、金融実名制実施により巨額の私債のスポンサーは、身分露呈及び国税庁通報による税務調査などを懸念し、資金運用を縮小することにより私債市場の取引規模が急速に萎縮した。私債スポンサーは、大規模な私債資金を企業を直接に相手にして隠密に運用してきた方式に代わり、収益率は多少下がるが、内部管理体制が手薄で身分隠匿が比較的容易な金融機関などを相手に用心深く資金運用をしているものと予測される。

表7 金融圈別受信動向

(単位：億ウォン)

	93. 9	10月	11月	12月
銀行受信	24,083	-221	26,556	35,413
金銭信託	18,795	31,932	25,135	28,960
投資金融	14,716	25,933	25,030	149
投資信託	-11,083	5,003	5,107	10,990
証券	837	-1,206	2,997	-5,056
合計	47,348	61,441	84,825	70,456

注：前月末対比増減額

出典：同上書。

表8 手形不渡り率動向 (単位：%， 個)

	93.6	8月	9月	10月	11月	12月
手形不渡り率 (家計手形)	0.12 (0.93)	0.12 (1.17)	0.11 (1.79)	0.16 (1.93)	0.17 (1.72)	0.15 (2.08)
不渡り企業数	706	817	769	951	879	990

出典：同上書。

表9 土地価格動向

(単位：%)

	1992年	1993年				
	年間	年間	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
地価上昇率 (%)	-1.3	-7.4	-0.4	-2.9	-2.6	-1.6

出典：同上書。

#### 4. 実物経済への影響

金融実名制の導入によりその副作用が最も心配されたのは、中小企業の不渡り問題であった。なぜなら、中小企業は大企業に比べると私債市場への依存度が高く、金融実名制実施により資金調達難に陥るのではないか、と憂慮されたからである。現に、金融実名制実施以後、家計手形の制限緩和によって乱発された家計手形の不渡り率が漸次高まり、不渡り率は1993年年末まで高い水準を維持した（表8）。

また、全国的に土地取引許可区域の拡大など、土地投機抑制のための政府の各種措置と、持続的な投機抑制対策推進で不動産価格は、全般的な安定傾向を維持した（表9）。

一方、貴金属など実物資産の価格は、税務調査の強化など初期の補完対策の発表などに後押しされ、安定傾向を維持しただけでなく、実名転換義務期間以後も流動資金の流入がほとんど発生しておらず、安定化傾向を持続している（表10）。

表10 金価格動向 (単位: 卸売価格, ウォン/匁)

	93.8.12	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末
価格	41,000	41,500	39,000	40,300	40,300	41,200
変動率 (%)		1.2	-4.9	-1.7	-1.7	0.5

出典: 同上書。

表11 韓国の地下経済推定規模 (単位: 対GNP比)

推定機関	推定年度	推定規模
チェグアン教授	1985年	2 (1963) ~ 57 (1984年)
韓国経済研究院	1986年	20~30
第一経済研究所	1988年	47
新韓綜合研究所	1993年	20
ノギソン博士	1992年	13~39
現代経済社会	1993年	7~11 (1970~1992年)
ユイルホ博士	1994年	10
租税研究院	1995年	8.9

出典: 韓国「毎日経済」1997年3月7日付。

## 5. 金融実名制に対する評価

金融実名制実施直後、韓国政府が懸念した混乱はさほど起きていない、というのが韓国政府の判断である。すなわち、「金融実名制は韓国経済の不確実性を除去し、金融の効率性を高め、経済の成長活力回復を支え、地下経済の一掃と共に経済・社会など各分野で変化と改革の兆候を可視化させる契機になった」と指摘しているのである。金融実名制導入から4年経った今、韓国政府の狙い通り地下経済の一掃と韓国経済の不確実性が除去されたとは言えない。なぜなら地下経済については、姜慶植副総理が明らかにしたように、いまだに国民総生産の10%ほどの規模を誇っているからだ（1996年の国民総生産額は39兆ウォンであったので、地下経済規模はおよそ3兆9000億ウォンと推定される）（表11）。

また、金融実名制への転換実績にしても、実名確認をしていない実名資金が3兆6000億ウォンにも上っている。この理由としては、財政経済院は過去の資金の出処に手を出すのが難しい一部の私債業者の金であり、資金出処調査を受けるのを恐れ、実名確認が出来ないでいる金である、と説明しているが、その額が小さくないことに驚かざるを得ない。

すなわち、「先進国型」経済構造への変換を図ろうとするならば、この地下経済は当然のごとく払拭しなければならないが、韓国の場合中小・零細企業の多くがこの私債市場に依存していると言われる。それ故、地下経済の陽性化＝私債市場の一掃は弱小民族資本を押しつぶすことになりかねず、慎重な経済救済措置が必要であろう。

## IV. 金融自立化

### 1. 実施背景と内容

1993年の新政権出帆以後、金融改革も本格化したが、その推進背景には韓国経済の規模拡大と共に経済開放圧力の高まり等によって経済・社会全般にわたって以前のような政府による強力な規制を維持する制度や慣行を持続するならば、国際競争力の低下を招きかねない、という憂慮が深まつたこと、特にその中でも経済構造の根幹をなす金融部門の自立化は、最も緊急な課題として台頭してきた、ということが挙げられる。

韓国の金融制度は過去の経済開発過程において、政府の保護と規制によって特定産業部門を政策的に支援する役割を果たしてき、資金の効率的仲介という本来の金融機関・制度の機能が十分に役割を果たしてこなかった。従って、実物経済の発展を効率的に押し進めるためには、金利の価格機能を高め、政府の規制緩和を通して金融機関間の競争を促進する方向へと、現行の金融制度を根本的に改革しなければならない、という認識が韓国政府の内外で強く提起されてきた。その結果、前述した金融実名制の導入と金利自由化を含めた金融改革=自立化が行われることになったのである。

以上の背景を踏まえて提起された金融自立化の内容は以下の通りである。①金融機関の内部経営の自立化、②金融産業の改編、③金融機関の所得構造の改編、④金融下部構造の改編、⑤金融監督機能の強化、⑥外国為替市場・資本の自由化、である。

①については、この間韓国の金融機関=市中銀行（日本の都市銀行に当たる）は、銀行長を始めとした役員人事は事実上韓国政府によって行われてき、金融機関の内部経営事項である増資、配当、店舗の新增設など広範囲にわたって政府の統制を受けていた。特に、金利規制は、商品開発の自立性阻害問題以外にも、金利の価格機能を通じた効率的資源配分を阻害し、間接通貨管理定着にも障礙要因として作用していた。

従って、今回の金融機関の内部経営の自立化政策においては、金融機関の人事、増資、配当、店舗の新增設などを各金融機関の裁量に委ね、経営効率を高める方向で各金融機関に等級を設ける方案を整えた。また、金利自由化を新経済計画期間の間に3段階にわたって施行し、選別金融制度、政策金融、与信管理制度も段階的に縮小、ないしは廃止していくことにしたのである。

②については、金融部門間の業務領域の均衡が確保されるよう調整し、短期的には固有業務の効率的な遂行のために必要な周辺業務や付随業務を許可したり、業務提携を拡大していく、中長期的には、性格が類似した金融機関の業務領域を優先的に調整し、金利自由化により金融市场内の価格構造が定着し、金融の電算化・自動化体制がある程度進展したあとに、各金融部門間の業務領域調整を本格的に検討することにした。また、業務領域調整の基準と方式において

ては、銀行、証券、保険の固有業務は分業体制を維持し、必要に応じて子会社方式を通した進出を許可し、利害衝突が少なかったり固有業務と連携性がある付随業務は、直接兼業（相互進出）を認めることにした。

③においては、大株主と金融機関の間の人事・資金などの面において、彼ら、特に財閥グループへの私金庫化防止のために、資金の流れを遮断する装置を強化するのを、優先的課題とし、必要に応じて段階的に大株主の金融機関への所有限度を低くしていくことにした。特に、大株主の金融機関支配を制限する過程で、疎かになり易い金融機関の経営の効率性を向上させるよう金融転業企業群を育成する方案も検討された。

④は、企業が作成・公示する財務諸表が経営成果と財産状況を正しく反映することが出来るよう企業会計制度の先進化を推進し、外部監査制度の補完を通して正確かつ正しい企業財務諸表が作成されるようにする一方、信用評価制度を改善し、金融取引の際には信用評価の活用度を高め、信用情報管理制度を活性化していく計画である。また、金融先物市場の開設と先進支給決算手段の導入も推進する予定である。

⑤は、監督技法の先進化及び監督要因の専門性向上、新金融商品に対する監督体制の整備などを推進する一方、金融監督機関相互及び関連機関の間の効率的な協調性を構築し、監督業務が相互の有機的連携の中で為されるようにした。また、金融機関の健全性を維持するために新たな経営評価指標の管理方式の開発、電算化・自動化による不実経営などに対する早期警報体制（Early Warning System）の構築などを通して予防的、事前の監督機能を強化していくことにした。

⑥は、先ず外国為替の取引において国民の便益増進と企業の円滑な海外活動支援のために外国為替集中性を大幅に緩和し、為替レートの変動幅を拡大し、為替レートの価格機能を高め、外国為替銀行のポジション管理制度と実需要証明制度なども改善していくことにした。また、対外取引の際にウォン決済許容範囲を拡大するなどウォンの国際化を推進した。

さらに、資本取引の分野においても外国人投資開放業種を拡大し、投資手続きを簡略化し、海外直接投資を原則的に自由化する一方、国内の経済与件を考慮し、外国人の株式投資限度を拡大していく、外国人の国内上場債券に対する投資も段階的に許容し、内国人の海外証券投資を早期に自由化していくことにした。また、企業と金融機関の外資調達及び運用に対する制限も大幅に緩和した<sup>6)</sup>。

## 2. 金利自由化

金利自由化は、金泳三政権発足以前の1991年8月に「第4段階金利自由化計画」が樹立されたのを受けて、現政権が引き継いで行ってきた。そして、金利自由化は金融改革推進における

6) 同上書。168~169頁。

最も重要な課題の一つであり、金利の価格機能拡大による資源配分の効率性向上と、健全な金融慣行を除去し透明かつ公正な競争与件を造成する必要があるとの認識の下、1991年11月、第1段階金利自由化が行われた。それは、商品の特性上規制の実効性が少なく、自由化の必要性が大きい一部の与受信金利及び3年以上の長期据置式の受信金利などを自由化するというものであった。さらに1993年11月には、政策資金の貸出しを除いた与信と2年以上の預金を中心に、第2段階の金利自由化を実施した。

1994年7月と12月には、第3段階金利自由化対象中、部分的にCDなど短期市場性商品の自由化幅を拡大し、1年以上の預金並びに2年以上の積金金利と韓国銀行資金を含めた政策与信金利の制限的自由化をそれぞれ施行した。

1995年に入ると、金融開放と全般的自立化早期対応のために、金利の価格機能を高める必要が起り、実物経済の動向および金融与件を総合的に考慮して、季節的資金需要拡大期である7月と11月に第3段階の金利自由化を推進・完了した。

こうした段階的金利自由化を通して、いまだに自由化を完了していない短期受信および要求払い預金を対象に1997年以後第4段階金利自由化が行われることになっている。

## V. 公営企業の民営化

### 1. 公営企業の民営化への推進背景と目的

現在世界各国は、ウルグアイ・ラウンド交渉の合意により、関税・非関税障壁が撤廃され、情報通信の発達で世界化・国際化が急速に進展するなど、激動の世界経済秩序の中で自国の国際競争力の強化のため、全ての努力を傾けている。無制限の自由競争と呼ばれるこのような競争の中で、韓国が生き残るために、韓国経済の非効率な分野を大胆に改善する努力が求められている<sup>7)</sup>。

このような観点から、国家競争力の向上のためには、公営企業の経営効率向上＝民営化は、21世紀に向けた更なる躍進にとって必要不可欠の政策課題である。

1993年段階における韓国の中央政府公営企業（政府投資機関、政府出資機関、政府投資機関出資会社）は133社で、これら公営企業が占めるGDPの付加価値比率は9.4%（1990年基準）に達しており、予算は64兆6000億ウォンで政府の一般会計予算の1.7倍、従業員数は28万9000名に上っている（表12）。

特に、これら公営企業は、電気、通信、高速道路など国家の主要基幹産業のほとんどの分野と鉄鋼（65%）及び金融産業（総信用の40%）において、極めて大きな比重を占めている。従って、公営企業の経営効率向上無くしては、これら産業の国際競争力の強化はもちろん、これ

7) 同上書。187~188頁。

表12 公企業状況

(単位: 億ウォン, 名)

区分	機関数	納入資本金		予算	定員
		全体	政府又は機関持ち株		
政府投資機関	韓国電力等23社	143,383	131,984	447,005	177,259
政府出資機関	浦項製鉄所等8社	20,012	5,427	109,347	42,399
政府投資機関出資会社	韓国重工業等102社	48,711	19,123	90,126	69,449
計	133	212,106	156,504	646,748	289,207

注: 1993年12月時点

出典: 同上書。

ら公営企業が生産する財貨やサービスを中間投入財として活用するその他の産業の国際競争力の向上にも限界となる。

以上の理由から、国際競争力の強化のために公営企業の経営効率の向上の必要性に迫られて、政府投資機関の経営刷新と公営企業の民営化を主内容とする公営企業の経営改革を推進するようになったのである<sup>8)</sup>。

こうした民営化を積極的に展開する主な目的は、第一に従来の政府主導による経済構造から民間主導型経済構造へと転換させることであり、第二に、公営企業の経営効率を高め、ひいては国際競争力の強化を図ることである。第三に、公営企業の民営化によって売却された資金を利用し、社会間接資本施設への充当、それによる民間の設備投資促進増加を図る。第四に金融・通信などいわゆるサービス関連公営企業の民営化による、対国民サービスの質の向上を図る、というものである<sup>9)</sup>。

## 2. 民営化計画の内容

1993年10月5日、新経済推進会議の席上、公営企業の経営改革法案を作成しろ、という金泳三大統領の指示によって、10月21日、政府投資機関経営評価委員会が経営刷新課題と共に民営化の対象機関の選定基準を準備することで、民営化計画の樹立が始まった。民営化対象機関の選定基準としては、民間がより効率的に事業を遂行できる分野における公営企業、設立目的を達成したり親投資機関と業務内容が少ない公営企業などに決定された。

この基準に則って、財務、商工など8つの公営企業関連主務部署では、傘下の公営企業について公営企業として存続させる必要性の如何について再検討し、民営化対象機関を選定し、11月10日、経済企画院（現在の財政経済院）に提出した。その後、経済企画院では関連部署及び関連専門家が参加した8つの分野別作業班を設置し、民営化対象機関、民営化推進の原則に対する検討作業を推進し、12月経済評価委員会を開催し、民営化計画を確定・発表した。以下は

8) 同上書。188~189頁。

9) 同上書。194頁。

表13 年度別民営化推進計画

		1994年	1995年	1996/98年
民 営 化	投資機関	国民銀行, 国定教科書	ガス公社	企業銀行, 住宅銀行, タバコ公社
	出資機関	外為銀行 セハン綜金, 韓国企業評価, 韓国肥料, 大韓重石, 公営企業, 韓国綜合技術	韓国重工業 南海化学 韓国シンファ	P C 通信, タバコ 自販機
	投資機関	キウン電算開発, 富国信用金庫, ハンソン 信用金庫, 高速道路施設公団, 電話番号 部, 土地開発公社, 施設公団, 移動通信,	大宇造船	
	出資会社	国民銀行出資会社11社 <sup>1)</sup>		
持ち株売却		起亜特殊鋼, 韓国証券金融, ラッキー金 属, 韓国綜合技術金融, 東部化学, 韓外 綜金, 平和銀行, 行政重工業, アシアナ 航空, 三西綜合化学, 東南銀行, 毎日經 済TV, 韓国經濟新聞, ハンソン生命保 険, イヤン炭坑, 建設資源公営, 建設振 興公団, 大同銀行, ネジヤンサン観光ホ テル, 連合TVニュース		毎日牛乳
統廃合等		綜合化学, ウォンジンレーヨン, 住宅經 済研究院, チュウン建設, 韓国石油研鑽, 慶州観光ホテル, 西南観光ホテル	石工, 工業振興公社, 人參輸出公社	韓国松油缶
計		54	7	7

注：1) 国民銀行と共に民営化

出典：同上書。

民営化計画の主な内容である<sup>10)</sup>。

#### (1) 対象機関

表13が示す通り、対象機関は全公営企業133機関中58の公営企業が選定された。民営化対象機関の内訳は、政府投資機関6社、政府出資機関1社、政府投資機関出資会社51社である。この中で政府または、政府投資機関が第1株主として経営権を所有している公営企業が国民銀行など37社、政府または政府投資機関が経営権とは関係なく株式の一部を所有している公営企業がアシアナ航空など21社である。また、経済与件の変化につれて機能が著しく低下したり、公営企業同士の機能が類似もしくは重複していると思われる10の公営企業を統廃合対象機関として選定した。

これら対象機関に対する政府または、政府投資機関の持ち株は、4兆2846億ウォン（政府：2兆4342億ウォン、政府投資機関：1兆8504億ウォン）で、これら機関全体の納入資本金7兆8145億ウォンの54.8%が民営化に伴って民間に売却されることになった<sup>11)</sup>。

10) 同上書。189頁。

11) 同上書。191頁。

### (2) 民営化推進原則

経済評価委員会は、民営化対象機関に対する政府並びに政府投資機関の持ち株売却に伴って、次のような基本原則を策定した。①経営権の民間への実質的移譲、②民営化推進時期の確定、③政府並びに政府投資機関の持ち株売却の多様化（例：証券市場売却、場外売却、一般競争入札方式等）による競争原理導入、④大企業の大規模参加による経済力の集中を抑制、⑤対象機関従事職員に対する雇用安定対策の講究。

### (3) 民営化の目的

今回の民営化推進の目的は、第一に従来の政府主導による経済構造から民間主導による経済構造へと転化させることで、韓国の経済構造を「先進国型構造」へと移行させることにある。②公営企業の経営効率の向上とそれによって生産供給する財やサービスを中間投入財へと使用する関連産業の競争力を向上させることであり、ひいてはそれが韓国経済そのものの国際競争力の向上へと繋がる。第三に、民営化を通して造成されるおよそ7兆ウォンの資金を社会間接資本施設へと充當でき、それによって民間の設備投資の活性化を促す。第四に、以上のような民営化促進策を通して、国民へのサービスを向上させる。

このように、「先進国」へと近づきつつある韓国を内実共に先進国化させるために、民営化措置を取ろうというのである。しかし、民営化政策も含め、金泳三政権が模索した「先進国型経済」は現在未曾有の危機に直面している。その最大の危機は金融危機である。以下の章では韓国の金融危機の実態とそれが韓国経済に及ぼす影響について見てみることにする。

## VII. 開発主義の矛盾の表出形態＝金融危機

### 1. 金融危機の原因

最も直接的な原因是、大企業の連座倒産で不良債権が急増した金融機関が貸出を渋り、金融市場の停滞と倒産へと続く悪循環を繰り返し、資金市場の混迷を招來したこと。第二に、大幅な国際収支赤字による国際信用力の失墜で金融機関の海外資金借入の道である外貨供給が不足する一方、ドルの仮需要まで重なり、外為不安を加速化させたこと。第三にウォンの価値の急落である。この背景には、東南アジアの通貨危機が波及するのかを投資家達が注視していたところに、ちょうど韓国の金融機関の信用度が下落したため、年初のウォン高の予想とは異なり、金融市場リスクが大きくなり、企業の不実化が急速に進み資本収支が悪化するという展望が出て、ドル需要を触発したことが挙げられる。すなわち、東南アジア諸国の通貨危機以降、外為市場参加者が韓国市場に慎重に接近し、外貨流入が鈍化したため韓国経済が悪化し、さらに対外信用度が低下したため今後外貨借り入れ市場が改善するのは難しいという判断が、ドルに対する仮需要を生んだ、ということである。

韓国政府は、為替レートの適正水準は890～900ウォンと推定しているが、現在の為替レート

(904.60ウォン、8/27現在)では、為替差損、外債累増、インフレ圧力が起こりうる。特に、為替差損は上半期だけでも2兆ウォン台と推定されており、このような損失が持続するならば、財務構造の悪化により信用度がさらに失墜する連鎖的悪影響がもたらされる。

また、韓宝、起亜グループなど、連続した大企業の不渡り事態による銀行不実化(=不良債権の急増による経営悪化)により、海外の金融市場において、国内の金融機関の信用度が下落し、海外における資金調達が難しくなったことも一因である。要するに、最近の韓国の外為市場の不安は、根本的には企業と金融機関の不実化による対外信用度の下落にその原因があるのである。

さらに、為替と金利の同時上昇が起亜事態以後、信用不安状態が持続し金融市場全般に対する不安心理が拡散したところによるものであるという専門家の見方もある。これは、市場の需給状況よりは、心理的要因によって金融市場が麻痺している、という主張である。

一方、本来ならばウォン安により、国際競争力が強化し貿易収支を始めとした国際収支の改善に結びつくはずであるが、現在までのところ国際収支赤字は継続拡大傾向にある。その原因として、東南アジア諸国の通貨の下落がウォンよりさらに大きくなっている、相対的な輸出競争力が悪化しているからである。また、韓国の貿易赤字の最大要因の一つである対日貿易に関しても、円安ドル高が円に対するウォンの国際競争力の強化の阻害要因となっている。すなわち、ウォンの下落幅より円の下落幅が大きい結果、円に対してウォンは国際競争力を低下させる結果となっているのである。

こうしたウォン安は国内経済にいかなる影響を与えていているのか。先ず第一に「物価上昇」である。すなわち、ウォン安により輸入価格(=輸入物価)が上がり、ひいては消費者物価上昇をもたらす。具体的にはウォンの価値が1%低下すると、消費者物価は0.14%上がる。従って、今年に入ってからのウォンの切り下げ幅が6.1%に達したことを勘案するならば、消費者物価は為替の影響だけでも0.85%上昇したことになる。そして、資本財・中間財の輸入価格も上昇し最終的には輸出価格の上昇へと繋がり、国際競争力低下の要因ともなるのである。

従って、資本財・中間財のような生産財を海外に依存している輸出志向型工業国・韓国は、自国通貨安が国際競争力の強化に結びつかない、というディレンマに陥っているのである。

第二に外債の元利金償還も、少なくない負担となっている。すなわち、韓国の総外債は1996年末現在、1047億ドルに達しているが、ウォンの価値の下落により追加で負担しなければならない元利金償還額は、約5兆2000億ウォンに上る。

第三に金利への影響(上昇)もある。ウォン安の結果、国内の金利が上昇したことにより、企業が資金調達に頭を痛めている。その結果、この間全く企業手形(CP)を発行しなかった三星、現代、LG、ロッテ等大企業がCP発行を行なうなど、多様な資金調達方式を模索し始めている。しかし、中小企業と一部の大企業はCPの割引が難しく、資金不足に苦しめられている状況である。

表14 銀行別7大不実企業貸出状況 (単位: 億ウォン)

銀行	ウソン建設	韓宝	三美	ハンシン 共営	真露	大農	起亜	計
朝興	360	5,795	2	0	171	117	1,493	7,938
商業	10	145	1,475	3	1,507	280	1,069	4,489
第一	3,985	10,434	709	152	999	195	6,628	23,102
韓一	474	419	0	0	37	209	934	2,073
ソウル	1,334	1,220	135	2,361	2,838	2,678	1,786	12,352
外換	180	3,517	709	8	381	156	1,093	6,044
新韓	958	17	8	0	123	142	2,652	3,900
トンファ	442	143	90	200	805	261	1,504	3,445
ハナ	389	0	0	220	259	121	568	1,557
ポラム	134	49	51	225	24	0	2,154	2,637
釜山	204	53	0	0	40	0	931	1,228
忠清	409	532	0	263	0	0	924	2,128
京畿	292	113	0	0	100	0	858	1,363
慶南	219	362	57	41	164	0	474	1,317
チャンウン	536	0	0	0	174	538	1,289	2,537
スウン	0	0	0	0	101	0	975	1,076
銀行界	12,363	23,449	3,706	3,556	8,676	2,834	28,048	84,632
第2金融	5,681	21,298	4,518	1,782	23,422	6,677	50,114	113,492
総計	18,044	44,747	8,214	5,338	32,098	11,511	78,162	198,124

注: 与信基準日はウソン(95/12), 韓宝(97/1), 三美(97/3), 真露(97/4), 大農・ハンシン共営(97/5)

起亜(97/6)

出典: 韓国「毎日経済」1997年8月28日付。

こうした韓国経済の金融危機に代表される経済不況を反映して、海外での信用度低下も著しい。アメリカに本拠を置くある国家信用度を調査する機関は、国家危険度から見た韓国経済の現状を発表した(8月15日)。それによると韓国は、調査対象国17カ国中最下位であった。具体的には、大企業連鎖不渡りや金融市場不安等を反映し、企業経営与件と為替安定性で最下位。起亜事態など金融機関の不実拡散を勘案した金融市場安定性もベトナム・パキスタンを除いて最下位のことである。

そしてここに来て韓国経済の問題を最も象徴的に表している問題が、金融機関の不良債権問題である。ウソン建設(昨年不渡り)、韓宝、三美、ハンシン共営、真露、大農、起亜など中堅財閥の不渡り・不渡り協約企業への金融機関の不良債権額は19兆8124億ウォンにも達する(表14)。

特に、第一銀行は7グループに対して、2兆3102億ウォン(自己資本より5000億ウォン多い)を貸し付け、不良債権規模が危険水位を超えている。また、各銀行は8兆4632億ウォン貸し付け、綜合金融(証券会社を除く)、保険、リース、信用金庫等は11兆3492億ウォンを貸し出した。銀行別には、第一銀行2兆3102億ウォン、ソウル銀行1兆2352億ウォン、朝興銀行7938億ウォン、外換銀行6044億ウォンの順である。金融機関はこれらグループの担保を処分しても、

資金回収率は60～70%にしかならず、第3者買収や正常化過程で莫大な利子損失が発生するものと予想している。まさに、日本で発生した金融機関の不良債権問題が韓国でも発生しているのである。そしてここで注意しなければならないのは、この不良債権問題に日系銀行を始めとする多国籍銀行による過剰貸し付けがあるということだ。特に日系銀行は、不良債権を抱える韓国の金融機関によよそ20億ドルを貸し付けている。多国籍銀行の過剰貸付による韓国の金融機関の金融破綻の拡大を恐れた韓国政府は9月の半期決算を前にした9月11日、外国銀行の支店長全員を集め、韓国の市中銀行への継続融資を要請した。財政経済院はこれまで日系銀行に対しては個別に協力を呼びかけていたが、外国銀行全行を召集したのは初めてのことである。この時期に異例の要請に踏み切った背景には、9月末に起亜グループ支援のための不渡り防止協約が期限切れとなり、一段と金融市场が混乱すると予想したからであり、この時期は日系銀行が自己資本比率対策のため、一時的に資金を引き上げる傾向があることも考慮したと言われている。

以上のことからも分かるように、韓国で現在発生している不良債権問題（＝金融機関の過剰貸付）の資金調達先に日系銀行を始めとした多国籍銀行が関係しているのである。特に、日系銀行は日本で発生したバブル崩壊の教訓を全く活かすことなく、韓国においても同じ誤まちを繰り返していることになる。しかし、韓国と日本が決定的に異なるところは日本は既に先進国化していることであり、巨額の貿易黒字を抱えているということだ。すなわち、国際競争力、国際信用という面で、日本は国内における経済不況とは裏腹に外国からの信用は厚い、ということだ。これに対し、韓国はこの間の貿易赤字の拡大や不良債権問題・金融危機がそのまま国際競争力の低下、国際信用度の失墜という形で現れている。要するに日本以上に厳しい国内外環境に立たされている、ということである。

こうした中で、韓国政府は金融市场安定化のための対策に乗り出した。以下では、韓国政府の市場安定化対策についてみていくことにする。

## 2. 市場安定化・不実企業救済策

市場安定化・不実企業救済策の目的は、国内の金融市场安定と对外信用度維持にある。具体的には、現在早急に救済しなければならない企業を選定し、それら企業に対して、「第一銀行支援・総合金融会社正常化・起亜協力企業支援・全般的金融市场安定」の名の下に救済措置を講じることにしたのである。

### 【第一銀行支援策】

第一銀行支援対策の狙いは、第一銀行の危機が預金引き出しへと繋がり、金融市场全体の不安へと拡散することがないようにすることにある。そのために、社員1500名以上削減、店舗統廃合、子会社売却等を通して1999年末まで9000億ウォン規模の収支改善を行う。また、韓国銀行による特別融資、増資許可、政府支給保証、不良債権整理基金を通した不良債権引受等も行

うことが確認された。

この特別融資が行われなければ、第一銀行の国際信用等級下落が不可避であり、海外借り入れ自体が中断する事態が憂慮され、不良債権が多い他の銀行の信用度まで雷同して低下する可能性があるというのが、韓国政府の判断である。現に、アメリカの信用評価機関であるスタンダード・アンド・プアーズ（S & P）が韓国政府の第一銀行対策が無い場合、信用等級を現行の‘BBB-’から‘BB+’へと下方調整すると警告しており、財政経済院はS & Pに信用等級調整延期を要請している。

財政経済院は、長期的に第一銀行の立ち直りは、不良債権整理にかかっているという点を勘案し、第一銀行が抱えている大口の不良債権企業の不良債権整理基金を最低3兆ウォン以上準備し、第一銀行の不良債権を集中的に買い入れるという計画を立てている。

#### 【綜合金融会社支援策】

綜合金融会社は、資金難の深化と信用度墜落によりウォンの資金と外貨資金の両方で混乱をきたしている。綜合金融会社は、8月22日の社長団会議で①RP（買い戻し条件付き債権）対象許可機関を銀行から綜合金融会社へと拡大し、②国庫猶予資金恵沢を増やし、ウォン資金を供給してくれるよう要請し、③外国為替保有高における外貨の間接恵沢、④外国為替平衡基金のコールローン運用拡大など、を要請した。

財政経済院は、RP対象機関を綜合金融会社まで拡大する、というのに対して、基本的に反対ではない。また、韓国銀行の外貨預託金（外貨保有高）を必要な時毎に綜合金融会社に支援し、外貨流動性不足を解消するというのに対しても肯定的立場をとっている。そして、最近では5億ドルを銀行を通して綜合金融会社に支援したところである。

#### 【起亜グループ協力企業支援策】

財政経済院と通商産業部などは、起亜グループ協力企業に対する支援状況を点検し、不十分点があるならば、早急に改善策を立てることにしている。

しかし、現行の特例保証の拡大などの支援対策によって、協力企業の資金事情などは、別に問題がない、というのが政府の判断である。

韓国政府は、起亜事態などで起亜協力企業以外に他の中小企業の資金事情も悪化しうる、という点を考慮し、総額限度貸出を増やす方針である。韓国銀行は、総額限度貸出を3500億ウォンに拡大し、起亜グループ協力企業に対して手形を割り引いた半分を年5%を条件として銀行に支援するという方針である。

このような対策によって、起亜グループ協力企業には、総額7000億ウォンの資金支援強化が生じるようになると見込まれる。

以上のように、現在の韓国の通貨危機の懸念材料である、不実企業に対する支援策が講じられている。しかし、これら支援対策が現在の韓国がおかれている金融危機を解決するものでないことは、火を見るよりも明らかだ。なぜなら、金融危機をもたらした、貿易収支赤字、銀行

表15 資本市場安定対策

区分	利点	問題点
<第一銀行対策> ・韓国銀行特別融資 ・外資支給保証 ・増資許可 ・不実債権引受	迅速な措置で不安解消 海外調達路開拓 資本金拡充・財務構造改善 不実与信負担緩和	平衡性問題・特恵是非 国会動議など手続き複雑 ク 財源準備・引受方法難題
<総金社対策> ・PR直接取引許可 ・国庫余裕資金恵澤 ・外貨資金支援 ・自助努力強化	流動性調節機能向上 一時資金難解消増加 外貨不足状態解消 資産・負債満期不一致是正	担保不足実行性不十分 根本的治癒策ではない 外貨保有高枯渇 営業縮小
<起亜対策> ・総額限度貸出3500億ウォン 拡大	協力企業7000億ウォン 輸出効果・連鎖倒産防止	他の中小企業と平衡に 食い違うという指摘
<資本市場対策> ・流動性供給拡大 ・為替レート価値安定	金利安定・不安心理解消 外為取引不安沈静	通過増発の副作用 外貨市場介入問題

出典：韓国「毎日経済」1997年8月25日付。

の超過貸出、国際信用度の低下等に対する対策は今のところ講じられていないからである（表15）。

そして、今回の金融危機の最大の原因である韓国経済そのものが抱える構造的问题=開発主義型経済構造の改革についてなんら抜本的改善は行われる気配がない、という点に問題の深刻さと長期化を憂慮せざるを得ない。すなわち、金泳三政権になってから深刻化した韓国経済の危機的様相は、単に現政権の経済運営の失敗にあるというよりは、この間の輸出志向型工業化戦略に見られる、量的成長政策=GNP至上主義=開発主義の矛盾の蓄積の結果なのである。

従って、この矛盾を解決するには、開発主義に代わる新たな開発戦略を模索する必要がある。

## VII. むすびにかえて

現在通貨危機は、韓国のみならず、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシアなどアジア各国へと拡散している。こうした中で、1997年9月11日、世界銀行はアジア各国の成長を維持させるためには、「金融システムの強化が欠かせない」とするレポートを発表した。レポートは、日本も含めたアジアの金融システムの共通する特徴として、①銀行の資産劣化、②不動産融資の増大、③貸し手と借り手の癒着関係、等を指摘している。そして、克服策として銀行の自己資本の充実や経営情報の開示、システムの近代化促進などを呼びかけている。さらに、国営銀行の民営化や自国銀行の経営基準を国際基準に沿うように改革することも盛り込まれて

いる。

しかし、この指摘はあくまでも通貨改革・金融改革に限定した提言であり、これら各国が内包している構造的問題にまでは立ち至って分析していない。従って、対処療法として一時的には経済危機は克服できても、いつまた矛盾が噴出するか分からぬという危険な状態は続くことになる。

この間、アジアの発展を指して「圧縮型経済発展」という表現がしばしば使われてきたが、それは単に「後発性利益」に限定した視角であり、「後発性不利益」という視点からは日本を含めたアジア諸国の連鎖的経済危機は「圧縮型矛盾」の現れ、ということが出来る。

21世紀を前にアジア諸国は、経済開発だけを考える時代から経済矛盾をも同時に考慮すべき時代に突入したのである。